

平成31年4月1日
診療分より対象

臼杵市妊産婦医療費助成制度のご案内

臼杵市では、妊産婦の方が安心して子どもを産み育てる環境づくりのために、保険適用による医療費の自己負担額を助成します。



- 【対象者】** 臼杵市に住民票がある妊婦及び産婦
健康保険に加入していること
- 【対象期間】** 母子健康手帳の交付を受けた（または転入した）月の翌月初日から出産（流産及び死産を含む。）した日の翌月の末日まで（転出する方は、転出日の前日まで）
- 【助成内容】** 妊産婦が診療を受けた際の医療費のうち、「保険適用分の自己負担額」を助成します。
※助成費用は、医療費の自己負担額より高額療養費、付加給付金、他の法令などで給付されるものを控除した残りの費用となります。
- 【助成対象にならないもの】**
- 健康診断料、通常分娩費、予防接種、証明料など保険が適用されないもの
 - 入院時の食事療養費及び入院時の生活療養費
 - 交通事故などの第三者行為の場合
- 【助成方法】** 医療機関（歯科医院・調剤薬局含む）の窓口でいったん医療費を支払い、後日申請していただく償還払いとなります。
- 【申請期間】** 診療月の翌月から1年以内（診療月の翌年同月末日まで）に申請してください。

申請は2019年6月～

- 【申請時に必要なもの】**
- 母子健康手帳
 - 健康保険証
 - ご本人名義の通帳
 - 医療機関等の発行した診療報酬明細入りの領収書（原本）
（領収書をなくされた場合は、医療機関での証明が必要となります）
- 【申請場所】** 臼杵庁舎 子ども子育て課窓口（ちあぼーと内）
野津庁舎 市民生活推進課5番窓口（1階）
※申請時に必要なものをご持参ください。窓口で申請ができます。

【助成金の支払い時期・方法】

- 申請内容を審査のうえ、原則として申請した翌々月に指定の口座に振り込みます。